

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則

平成五年十月五日

三重県公安委員会規則第七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和三十九年三重県条例第七十五号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例第三条第一項第二号の三重県公安委員会規則で定める都市公園）

第二条 条例第三条第一項第二号の三重県公安委員会規則で定める都市公園は、次に掲げる施設が設けられているものとする。

- 一 児童の遊戯に適する広場
- 二 ぶらんこ
- 三 滑り台
- 四 砂場
- 五 便所

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第五号の規定は、平成七年十月五日から施行する。